

IAEAの安全要件GS-R-2と防災指針の対応

2. 緊急防護措置計画策定範囲(UPZ)

GS-R-2

緊急防護措置計画策定範囲(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)

国際基準に従って線量を回避するため、緊急防護措置を迅速に実施するための整備がなされていない区域

GS-G-2.1に、防護対策及び半径について記載。

防護対策

速やかな屋内退避、及び環境モニタリングの実施並びにモニタリング結果に基づいて放出後数時間以内に緊急防護措置を実施するための準備を行なうこと。

範囲

原子力発電所等については、5～30kmの半径を提示。

※加盟国個別の分析を行い、適切な範囲を決定。